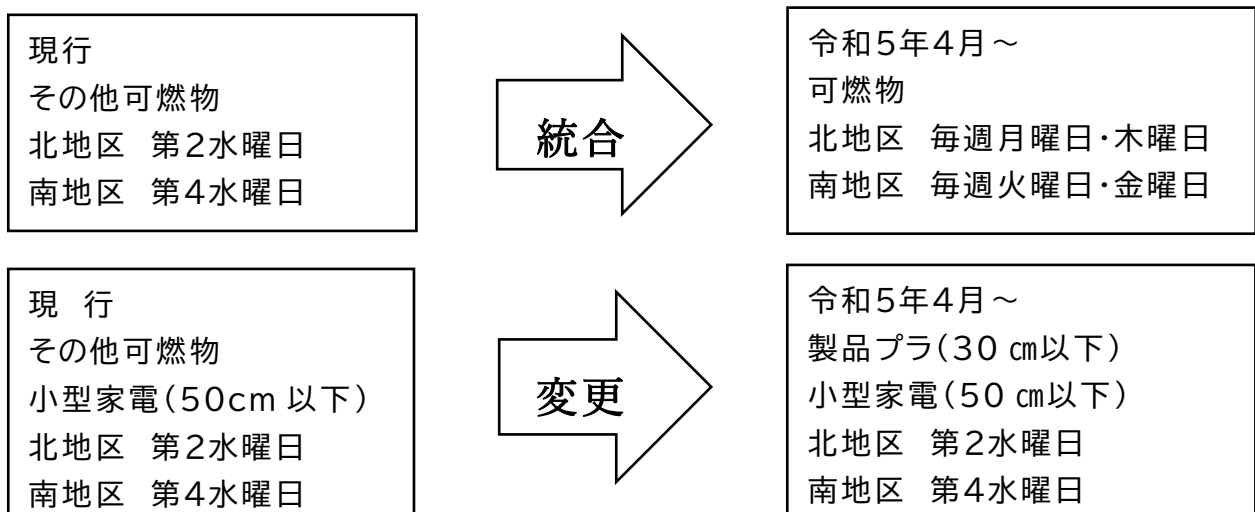


# 令和5年4月からごみの分別方法が変更となります！

令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、池田町においては現在回収に取り組んでいるプラスチック製容器包装とペットボトルに引き続き、その他のプラスチックごみを再資源化利用するための取り組みを行っていきます。これらの取り組みは廃プラスチック製品の焼却ごみを減らし、リサイクル資源への利用転換を目的とし、令和5年4月より「その他可燃物」の日をこれまでの「可燃物」の回収曜日に統合し、これまで「その他可燃物」の回収曜日だった日を新たに「製品プラ」(製品プラスチックの略称)の回収曜日に変更するものです。

こうした取り組みに先行し、北部・南部リサイクルセンターでは既に「製品プラ」の回収コーナーを設置し、資源として無料で受け入れを開始しています。

1. 池田町で回収に取り組んでいく「製品プラ」とは、プラスチック製容器包装(プラ)マークやペットボトル(PET)マーク以外のプラスチック素材のみの製品で家庭から廃棄されるものを言います。
2. リサイクルができないプラスチック素材(次頁参照)もありますのでご注意願います。製品に素材表示がある場合は、素材の確認を行い、確認ができない場合は、広報で配布しました製品プラ一覧表、町ホームページのごみ辞典、ごみ・リサイクル資源の分け方・出し方 保存版などを判断材料としてください。プラスチック以外の材質が含まれていないこと、汚れが付着していないこと、一辺の長さが 30 cmを超えていないこと(板状のものは、長さ 50 cm以内で厚さ5ミリ以下であること)も池田町の「製品プラ」として出せる条件となります。これらの条件に合わないものや判断に迷うものの中で町指定のごみ袋に入るものは「可燃物」として、入らないものは「粗大ごみ」として処理をお願いします。令和5年4月から各収集所に出す場合には、透明の袋に入れて出してください。
3. 「製品プラ」の日に、「低品位小型家電」も従来通り出すことも出来ます。「低品位小型家電」を出す場合は、「製品プラ」とは区分けして出してください。「低品位小型家電」(50 cm以下)は、コードを束ねて収集所にあるカゴに入れてください。「プラ」マークのプラスチック製容器包装や「PET」マークのペットボトルは、今まで通り各収集所に出していただくか、リサイクルセンターへ出してください。ごみ・リサイクル資源の分け方・出し方 保存版については、内容が更新出来次第、配布いたします。



令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、池田町においては現在回収に取り組んでいるプラスチック製容器包装とペットボトルに引き続き、その他のプラスチックごみを再資源化利用するための取り組みを行っていきます。プラスチックにもリサイクル出来るものと出来ないものがありますので、生活の中でどのような種類のプラスチックがリサイクル可能であるかを次に紹介します。プラスチックは回収先にて更にプラスチックの種類ごとに選別され、リサイクルされます。

プラスチックの種類 略号		主な生活品	町回収	備考
主な熱可塑性樹脂 リサイクルできるもの	LDPE(低密度ポリエチレン)	マヨネーズ容器・洗剤容器・文具・シャンプー容器・桶、洗面器・	回収	
	HDPE(高密度ポリエチレン)	コップ・弁当箱・ポリ袋・まな板等	回収	
	PP(ポリプロピレン)	ペットボトルキャップ・荷造り紐・ハンガー・クリアーファイル等	回収	
	ABS樹脂	おもちゃのブロック・お盆・皿・セロハンテープ台・額ぶち等	回収	
	PET	卵パック・食品用トレイ・ごみ箱等	回収	
	PVC(塩化ビニール樹脂)	塩ビ管・お風呂に浮かべるあひる・フィギュア等	回収せず	リサイクル可能な PVC とリサイクル不可能な PVC が存在
	PS(ポリスチレン樹脂)	ハンガー・プラモデル・絵の具パレット・レターケース等	回収	
	PC(ポリカーボネート)	CD・DVD・ブルーレイディスク・波とたん等	回収	
	PMMA(アクリル)	水槽等	回収	
	AS(アクリロニトリル・スチレン)	洗濯ばさみ・コーヒードリッパー・扇風機羽・カスタネット等	回収	
	PBT(ポリブチレンテレフタレート)	パソコンテンキー部品等	回収	
主な熱硬化性樹脂 (リサイクルできないもの)	フェノール樹脂(PF)・ユリア樹脂(UF)・メラミン樹脂(MF)・エポキシ樹脂(EP)・不飽和ポリエステル樹脂(UP)・ポリウレタン(PU)・ジアリルフタレート樹脂(PDAP)・シリコーン樹脂(SI)・アルキド樹脂(ALK)	灰皿・電気のスイッチ・コンセントカバー・食器・壁紙・(ポリ)ウレタン・食器洗いスポンジ・クッション・麻雀の駒・哺乳瓶の乳首・漬物の容器・「なべ」や「やかん」の取っ手・汁椀・スマホケース・電気器具・絶縁テープ・服のボタン等	回収せず	

1. プラスチック素材以外のものがない状態で、一辺の長さが30cm以内のもの(板状のものは長さ50cm以内で厚さ 5 ミリ以下)を透明の袋に入れて、令和5年4月以降に決められた日に各収集所へ出してください。池田町北部・南部リサイクルセンターにおいては無料のリサイクル回収を行っています。プラスチックの種類の見当がつかないか確認できるものは確認して出してください。

2. プラスチック製容器包装のプラのリサイクルマークのあるものやペットボトルはこれまで通りプラマークやペットボトルの日に収集所に出すか、北部・南部リサイクルセンターへ出してください。

3. 池田町のプラスチックのリサイクル条件を満たさないものや判断に迷うものについてはリサイクルとして出さず、町指定のごみ袋に入るものは燃えるゴミに、入らないものは粗大ごみとして出してください。